

現場代理人の常駐義務緩和措置試行の変更について

平成23年10月31日

福島県入札監理課

現場代理人の常駐義務緩和については平成20年5月から試行しており、平成22年4月1日からは緩和範囲の拡大を行い試行してきているところです。

このたび、緩和の対象となる工事の範囲を下記のとおりさらに拡大して試行することとしましたのでお知らせします。この他の条件等には変更ありません。

なお、主任技術者の専任制等の建設業法の規定は従来どおり適用されます。

【現行】

県から受注している他の工事が、次のいずれかに該当する場合は、当該他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができます。

(1) 近接工事

(2) (1) の他、特に発注機関が支障ないと認めた工事

次のア～ウの要件を満たすものが対象となりますが、工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断する場合には認められない場合があります。

なお、この要件により、緩和の対象とできる他の工事と当該工事は各1件とします。

ア 両工事の発注機関が同一であること

イ 両工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること

ウ 当該工事の予定価格が2,500万円未満であり、かつ、他の工事の契約金額が2,500万円未満であること。

ただし、当該工事の予定価格又は他の工事の契約金額のいずれかが1,000万円以上の場合には、工事内容から同種工事と発注者が判断した工事に限って認めることができること。

※同種工事の例

道路構造物工事・道路改良工事・舗装工事・道路維持工事の組合せ

河川工事・河川構造物工事・河川維持工事の組合わせ

(河川工事と道路改良工事との組み合わせは不可)

【変更の内容】

予定価格または契約価格が1,000万円以上の場合には、同種工事と発注者が判断した工事に限っていましたが、今後は下記の同一区分の工事であれば対象にできることとします。

区分1	一般土木、舗装、鋼橋上部、PC上部、しゅんせつ、塗装、法面処理 上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト（13種別）
区分2	建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備（5種別）

【適用時期】

平成23年11月1日以降に常駐義務緩和の申請があった案件に適用します。

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成23年10月31日

福島県総務部入札監理課

現場代理人については、平成20年5月から工事現場の常駐義務緩和を試行していますが、このたび、緩和の対象となる工事の範囲を拡大し下記のとおりとしましたのでお知らせします。（下線部分が取扱いの変更箇所です。）

なお、主任技術者の専任制等、建設業法の規定は従前どおり適用されますので、御注意願います。

記

1 緩和を行う場合

県から受注している他の工事（以下「他の工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、当該他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができます。

- (1) 近接工事（近接工事として間接費が調整される際の先行工事をいう。以下同じ。）
- (2) (1)のほか、特に発注者が支障がないと認めた工事

次のア～ウの要件を満たすものが対象となりますが、工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断する場合には認められない場合があります。

なお、この要件により、緩和の対象とできる他の工事と当該工事（以下「両工事」という。）は各1件とします。

ア 両工事の発注機関が同一であること。

※ 発注機関が同一であれば、工事の所管が建設事務所と土木事務所に分かれる場合等も対象となります。

※ 発注機関が異なる場合であっても、営繕工事等で工事監理を同一機関が行っている場合は認めることがあります。

イ 両工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること。

※ 同一土木事務所管内が原則ですが、隣接する同一管内土木事務所の境界を挟んで工事箇所が近接である場合も認めることがあります。

ウ 当該工事の予定価格が2,500万円未満であり、かつ、他の工事の契約金額が2,500万円未満であること。

ただし、当該工事の予定価格又は他の工事の契約金額のいずれかが1,000万円以上の場合は、下記の同一区分の工事に限る。

区分1	一般土木、舗装、鋼橋上部、PC上部、しゅんせつ、塗装、法面処理上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト
区分2	建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備

2 確認方法

「この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。」旨が入札公告（条件付一般競争入札の場合）又は契約の方法及び見積の条件（随意契約の場合）に記載されている工事が対象となります。ただし、平成23年10月31日以前に起工決定した工事が入札公告等に上記の記載がなくても、今回の適用に基づく申請ができるものとしします。

また、入札等に参加しようとする方は、入札等の前（条件付一般競争入札にあつては、設計図書等に対する質問の受付期間、随意契約にあつては、見積依頼日の翌日から起算して4日間（休日を除く。))に、発注者に対して、別紙1「現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書」（両工事が入札又は契約手続中の場合は、別紙1-1）により、上記1に該当するかを確認できます。

なお、契約時には、別紙2「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」による申請が必要になります。

3 承認の際の付与条件

緩和を承認する際には、工事の安全確保の観点から、別紙3の条件を必ず付すこととなります。

また、別紙3以外にも条件を付す場合もあります。

4 問題が生じた場合の措置

緩和を承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとします。

5 適用開始

平成23年11月1日以降に常駐義務緩和の申請があった案件から適用します。

別紙 1

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人が現在従事している工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日 (工事発注者) 様</p> <p style="text-align: center;">会社名 代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは できます。ただし、承認の際に別紙3の条件を付します。 できません。</p> <p>平成 年 月 日 (会社名 代表者名) 様</p> <p style="text-align: center;">(工事発注者)</p>	

※ 当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。

※ 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。

別紙 1 - 1 (両工事が入札又は契約手続中の場合)

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人に従事させたい工事 (入札公告日：平成 年 月 日 開札予定日：平成 年 月 日)	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日 (工事発注者) 様</p> <p style="text-align: right;">会社名 代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは できます。ただし、承認の際に別紙3の条件を付します。 できません。</p> <p>平成 年 月 日 (会社名 代表者名) 様</p> <p style="text-align: right;">(工事発注者)</p>	

- ※ 当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。
- ※ 配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。
- ※ 「2 配置予定現場代理人に従事させたい工事」の項には、両工事のうち開札予定日又は見積書提出予定日の早い方(同日の場合はいずれか一方)を記載すること。
- ※ 随意契約の場合、「入札公告日」とあるのは「見積依頼日」と、「開札予定日」とあるのは「見積書提出予定日」と読み替えて記載すること。
- ※ 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書	
1 申請対象工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人が現在従事している工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて承認願います。</p> <p>平成 年 月 日 (工事発注者) 様</p> <p style="text-align: right;">会社名 代表者名</p>	
<p>平成 年 月 日 (会社名 代表者名) 様</p> <p style="text-align: right;">(工事発注者)</p>	

別紙 3

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件

(1) 緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。

履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。

① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。

② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

※ ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。

ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合

④ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

⑤ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。

また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。

(3) 受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。